

2014年6月2日

株 主 各 位

東京都千代田区一番町21番地

株式会社 アイティフォー

代表取締役社長 東 川 清

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。次頁のご案内に従って、2014年6月19日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2014年6月20日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）
 2. 場 所 東京都千代田区一番町21番地
一番町東急ビル10F
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
- 報告事項
1. 第55期（自2013年4月1日至2014年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期（自2013年4月1日至2014年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.itfor.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
 3. ご出席に当たり資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

《議決権行使について》

(1) 議決権行使書の郵送による方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2014年6月19日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる方法

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2014年6月19日（木曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、45頁の《インターネットによる議決権行使のご案内》をご確認くださいようお願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い

- ① 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ② インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自2013年4月1日
至2014年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の大規模金融緩和により、円高は正や株価上昇が進み、緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、円安や原油高に伴う輸入原料価格の上昇、消費税増税による個人消費の落ち込み懸念などもあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属する情報サービス業界におきましても、消費税増税やWindowsXP(TM)の保守期限切れに対応するため、ハードウェアへの設備投資が先行し、また、金融機関などソフトウェア投資に積極的な業界もありますが、景気の先行きを見極めながら徐々にIT投資を進めていこうとする慎重な企業も依然として多くあります。

このような環境下、当社グループでは引き続き主力商品である金融機関向けプロダクトを中心に積極的な営業活動を行っております。金融機関や流通・小売業向けにお客様の業務内容に則したパッケージソフトを各業務単位で開発し、そのラインアップを豊富にそろえながら、品質の向上にも取り組んでおります。銀行など民間金融機関向けの債権管理システムは、顧客である金融機関の様々なニーズを開発に活かし、地方銀行を中心に高いシェアを獲得できております。また、民間金融機関がリテール業務を強化している中、住宅ローンを中心とする個人ローン審査支援システムも多数の受注を獲得できております。さらに、ここ数年注力市場として取り組んでいる自治体分野では、これら民間金融機関やノンバンクでの債権管理、回収のノウハウを活かし、税金等の滞納管理、電話催告の各システム、就学・就園児童の学齢簿など教育関連事業をサポートする学務支援システムを提供するほか、滞納している税金や国民健康保険料などの徴収催告業務を請け負うBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）でも実績を順調に拡大しております。百貨店などの流通・小売業向けには、小売業の実店舗向けの基幹システムと通販サイト構築のECシステムの両方を自社開発している点が評価され、小売業が展開しているオムニチャネル戦略とも相まって、両システムが同時に検討される案件が増加しております。ネットワーク関連のプロダクトでは、大手モバイル通信キャリア向けビジネスは一時期より減少しておりますが、ネットワーク技術を活用した店舗BGM配信サービスは、需要が拡大しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は109億74百万円（前期比105.2%）、営業利益は16億75百万円（前期比127.4%）、経常利益は16億97百万円（前期比126.3%）、当期純利益は10億9百万円（前期比122.6%）となりました。

当連結会計年度における当社グループのサービス部門ごとの業績は、次のとおりです。

（システムソリューション）

システムソリューションでは、金融機関のソフトウェア開発投資意欲は依然として強く、主力プロダクトである債権管理システム、住宅ローンを中心とする個人ローン審査支援システムなどが順調に推移しています。また、サービス向けの債権管理システムも新規顧客からの受注が拡大しているほか、銀行系列の保証会社向け保証・求償債権管理システムでも新規案件が拡大しています。ここ数年注力市場として取り組んでいる自治体分野では、税金等の滞納管理、電話催告システムを中心にセールスを強化しており、パッケージ開発の過程で培ったノウハウを自治体における徴収、催告の現場で活用できるように当社の社員を派遣して業務を請負うBPOは着実に成果を上げることで評価され、請負う業務分野の拡大につながっております。一方、コンタクトセンター向けCTIシステムは、高度な会話分析などのアプリケーションのセールスに注力しましたが、一部の大手外資系生命保険会社などでの実績にとどまり、受注、売上とも前期比横ばいとなりました。小売業向けの基幹システムは、通販サイト構築のECシステムと連携させるオムニチャネル戦略案件の引き合いが増加しており、首都圏の百貨店やスポーツアパレル専門店などで納入実績が増加しましたが、期末に受注予定であった大型案件が翌期に先送りとなり、受注が前期を下回る結果となりました。

その結果、受注は73億10百万円（前期比95.7%）、売上は78億1百万円（前期比113.8%）となりました。

（ネットワークソリューション）

ネットワークソリューションでは、引き続きキャリア向けソリューション、ストレージを活用したBCP（事業継続計画）対策システム、クラウドサービスの普及に伴うセキュリティ対策のネットワーク基盤システムなどを中心に営業活動を行いました。大手モバイル通信キャリアの無線基地局向けソリューションは、顧客側での新サービス開始に伴い、受注は若干回復してまいりましたが、前年の規模には至りませんでした。

その結果、受注は12億40百万円（前期比89.8%）、売上は11億28百万円（前期比71.8%）となりました。

(カスタマーサービス)

カスタマーサービスでは、安定収益源である保守サービスを中心に活動しております。当社が提供するC T I システムなどのソリューションは、ハードウェアからソフトウェアへ移行する傾向にあり、保守サービスは業界全般的にハードウェア保守料が減少する傾向にあります。今後は、顧客満足度の向上に努力し、顧客企業常駐型できめ細やかなサポートを提供するオンサイトサポートサービスなど、サービスメニューの拡大にも注力し受注拡大に努めてまいります。

その結果、受注は19億70百万円（前期比94.4%）、売上は20億44百万円（前期比102.1%）となりました。

[売上高の内訳]

サービス部門別の売上構成は以下のとおりです。

区 分	金 額	構 成 比	前 期 比
システムソリューション	7,801百万円	71.1%	113.8%
ネットワークソリューション	1,128百万円	10.3%	71.8%
カスタマーサービス	2,044百万円	18.6%	102.1%
合 計	10,974百万円	100.0%	105.2%

<社会貢献活動>

当社は、企業としての社会的責任を果たすため、公益財団法人日本ユニセフ協会に寄付を行っております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は1億82百万円であり、その主なものは以下のとおりです。

事業拡大のための保守用機器及び開発用機器等の設備取得	23百万円
自社利用ソフトウェアの取得	63百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の必要資金は全額自己資金で賄いました。

また、当社においては、効率的な資金調達を行うため、主要取引銀行と総額15億円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しておりますが、この契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割、新設分割及び他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、中国をはじめとするアジア経済圏の成長ベース鈍化や消費税増税に伴う個人消費の落ち込み懸念など依然として先行き不透明な要因が多くあるものの、政府が推し進める金融緩和をはじめとする経済財政対策の効果などにより、国内景気回復の兆しも徐々に出てくるものと思われます。当社グループは、信頼され、選択される、存在感のあるパッケージベンダーとして、市場環境の変化や多様化するお客様のニーズを的確に捉え、高付加価値のソリューション提供に注力してまいります。

具体的には、高品質のソフトウェア開発及び既存のパッケージソフトの改良に継続的に取り組むとともに、顧客企業からのニーズが高い初期費用を抑えたクラウド版のソフトウェア開発、システム基盤ソリューションの強化、BPOなどにも積極的に取り組んでまいります。

また、引き続きM&Aなどにより新しい成長機会を獲得し、収益力の向上に取り組むとともに安定性も確保できるバランスのとれたグループ体制を構築してまいります。

なお、当社グループでは人材が最重要資産であるとの認識のもと、引き続き優秀な人材の確保と育成に注力してまいります。さらに、教育制度の充実と若手人材の積極的な登用により、社員のスキルアップと組織の活性化を図ってまいります。

このような取り組みにより、将来にわたり企業価値の向上を目指してまいります。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第52期 2011年3月期	第53期 2012年3月期	第54期 2013年3月期	第55期(当期) 2014年3月期
売上高(百万円)	9,397	11,001	10,429	10,974
経常利益(百万円)	1,164	1,282	1,344	1,697
当期純利益(百万円)	482	776	823	1,009
1株当たり当期純利益(円)	17.79	28.63	30.34	36.62
総資産(百万円)	11,311	11,523	12,076	13,438
純資産(百万円)	8,254	8,833	9,456	10,361
1株当たり純資産(円)	301.41	320.89	341.22	367.62

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社スナッピー・コミュニケーションズ	10,000千円	100.0%	ソフトウェアの開発・販売
株式会社グラス・ルーツ	10,000千円	45.0%	インターネット関連コンテンツの企画・製作

③ 企業結合の経過と成果

連結子会社は、株式会社スナッピー・コミュニケーションズと株式会社グラス・ルーツの2社であり、持分法を適用した関連会社として株式会社アイセルの1社があります。

当連結会計年度の当社グループの企業集団の成果は「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(10) 主要な事業内容 (2014年3月31日現在)

当社グループは、システムインテグレーターとしてお客様の業態やニーズに応じたソフトウェアを開発し、システム機器や関連商品と併せて提供するほか、情報通信ネットワークの構築・運用管理や保守サービスに至るITソリューション・サービスを提供する単一セグメントの事業を行っております。

(11) 主要な事業所等 (2014年3月31日現在)

本社 東京都千代田区一番町21番地
事業所 所沢事業所（所沢市）、西日本事業所（大阪市）、
中部事業所（名古屋市）、福岡営業所（福岡市）、
株式会社スナッピー・コミュニケーションズ（東京都）、
株式会社グラス・ルーツ（東京都）

サービス・ステーション 札幌、仙台、広島、高松、那覇

(12) 従業員の状況（2014年3月31日現在）

（当社グループ）

従業員数	前期末比増減
404名	5名（減）

- （注） 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数には、臨時従業員数は含まれておりません。

（当社）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
398名	5名（減）	39.2歳	11.9年

- （注） 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数には、臨時従業員数は含まれておりません。

(13) 主要な借入先（2014年3月31日現在）

該当事項はありません。

(14) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、業績連動型配当を継続実施することを基本方針としており、連結ベースでの配当性向30%以上を目処に株主還元を行ってまいります。

2014年4月30日の取締役会において、1株当たり15円の配当を行うことを決議いたしております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2014年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,430,000株(自己株式1,630,426株を含む)
- (3) 株主数 7,873名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・ ブラザー工業株式会社退職給付信託口)	1,420,000株	5.11%
イオンフィナンシャルサービス株式会社	1,350,000	4.86
アイティフォー社員持株会	1,343,900	4.83
村 上 光 弘	835,000	3.00
須 賀 井 孝 夫	800,600	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	584,300	2.10
明治安田生命保険相互会社	551,400	1.98
株 式 会 社 横 浜 銀 行	500,000	1.80
ブ ラ ザ ー 工 業 株 式 会 社	430,000	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	411,900	1.48

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口)の所有株式は、ブラザー工業株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権はブラザー工業株式会社に留保されております。
2. 当社は自己株式1,630,426株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2014年3月31日現在)

定 時 株 主 総 会 決 議 の 日	2009年6月19日	2010年6月18日
発 行 決 議 の 日	2009年9月8日	2010年7月13日
保 有 人 数 及 び 新 株 予 約 権 の 個 数		
当 社 取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	5 名 1,700個	7 名 2,330個
当 社 社 外 取 締 役	—	—
当 社 監 査 役	—	—
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式	普通株式
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 数	170,000株	233,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	無償	無償
新 株 予 約 権 の 行 使 に 対 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	1株当たり413円	1株当たり316円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2011年6月20日から 2016年6月19日まで	2012年7月16日から 2017年7月15日まで

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人、子会社役員及び使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2014年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	東 川 清	株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 社外取締役 株式会社グラス・ルーツ 社外取締役 株式会社アイセル 社外取締役 株式会社シー・エス・デー 社外取締役 株式会社アルファ新洋 社外取締役
取締役常務執行役員	大 枝 博 隆	事業本部長
取締役執行役員	本 山 昌 人	事業開発部長
取締役執行役員	佐 藤 恒 徳	フィナンシャルシステム第一事業部長
取締役執行役員	小 玉 敏 明	流通・eコマースシステム事業部長
取締役執行役員	坂 田 幸 司	テクニカルサポート事業部長
取締役執行役員	中 山 か つ お	管理本部長 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 社外取締役
常 勤 監 査 役	野 津 省 三	
常 勤 監 査 役	新 美 收	
監 査 役	佐 藤 誠	公認会計士 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 社外監査役 株式会社グラス・ルーツ 社外監査役
監 査 役	小 泉 大 輔	公認会計士 株式会社オーナーズブレイン 代表取締役 株式会社アールシーコア 社外監査役 株式会社地域新聞社 社外監査役

- (注) 1. 2013年6月21日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって、取締役 宮川基氏は任期満了により退任いたしました。
2. 監査役 佐藤誠氏及び小泉大輔氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 佐藤誠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役 小泉大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 佐藤誠氏が兼職している株式会社スナッピー・コミュニケーションズ及び株式会社グラス・ルーツは当社連結子会社です。また、監査役 小泉大輔氏が兼職しているその他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 当社は、監査役 佐藤誠氏及び小泉大輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	8名	128,512千円	(うち社外)	1名	1千円)
監査役	4名	32,040千円	(うち社外)	2名	6,000千円)
計	12名	160,552千円	(うち社外)	2名	6,000千円)

(注) 上記のほか、当事業年度に退任した取締役に對し、以下のとおり退職慰勞金を支給してあります。

取締役	1名	9,143千円	(うち社外)	1名	1千円)
-----	----	---------	--------	----	------

なお、上記退職慰勞金の額は、2008年6月20日開催の第49回定時株主總會において承認されている役員退職慰勞金制度廃止に伴う打切り支給議案に基づき、取締役に對しては取締役會の決議において決定した打切り支給額であります。

(3) 社外取締役及び社外監査役に關する事項

地	位	氏	名	主 な 活 動 状 況
監	査	役	佐 藤 誠	当期開催の取締役會20回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役會15回のうち13回に出席し、主に公認會計士としての専門的な見地からの發言を行っております。
監	査	役	小 泉 大 輔	当期開催の取締役會20回のうち19回に出席し、また、当期開催の監査役會15回のうち13回に出席し、主に公認會計士としての専門的な見地からの發言を行っております。

(4) 社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に關する事項

當社は、2006年6月23日開催の第47回定時株主總會で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に關する規定を設けてあります。

當該定款に基づき當社が社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ① 當社は、社外監査役としての職務遂行に際して、會社法第423条第1項に該當し、會社に損害を生じさせた場合、同条項に基づいて社外監査役に對し損害の賠償を請求できる。
- ② 2006年6月23日以後の社外監査役としての職務遂行によって前項の事態が生じた場合、當該社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、當社に對する損害賠償責任の限度は、會社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

5. 会計監査人の状況

会 計 監 査 人 の 名 称	新日本有限責任監査法人
会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額 (注)	23,000千円
当 社 及 び 当 社 子 会 社 が 支 払 う べ き 金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額	23,000千円
会計監査人の解任または不再任の決定の方針	取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとする。 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告する。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 事業運営の基本方針

当社では、以下の経営理念及びコンプライアンス方針に基づき、業務運営を行うものとする。

【経営理念】

当社は、最新の情報技術とシステムインテグレーターとしての豊富な経験を生かし、お客様に最適なソリューションと最高の満足を提供することを通じ、社会の進歩発展に貢献する。

また、当社は継続的発展のため、収益基盤ならびに経営管理体制を一層強固なものとし、株主、顧客、社員に対して満足、よろこび、安心を提供できる企業を目指す。

【コンプライアンス方針】

当社は、今後の継続的発展のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠との認識のもと、すべての取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、高い倫理観に基づいて行動することにより、社会から信頼される経営体制の確立に努める。

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
- ② コンプライアンスの推進については、コンプライアンスに関する規程に基づき、取締役及び使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。
- ③ 社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、管理本部長または常勤監査役に通報しなければならないと定め、通報者に対しては、匿名性を保証するとともに不利益がないことを確保する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、職務執行上必要とする以下の文書、その他重要情報に関しては、文書管理に関する規程に基づき、適切に保存及び管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - ・株主総会議事録と関連資料
 - ・取締役会議事録と関連資料
 - ・業務執行委員会議事録と関連資料
 - ・取締役を決定者とする決定書類及び附属書類
 - ・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ② 社内の重要情報や顧客情報に関しては、情報管理に関する規程に基づき保存及び管理を行う。
- ③ 業務執行上必要な個人情報に関しては、個人情報保護規程に基づき情報の取扱を行う。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
- ② 平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組む。
- ③ 「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として、「セキュリティ推進委員会」、「オフィス効率化・環境整備推進委員会」、「品質・安全管理推進委員会」を設け、各委員会が専門的な立場から、業務運営上のリスクを分析し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告するとともに、社内での研修等を随時実施しリスク管理の浸透を図る。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を毎月適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役及び全執行役員が出席する業務執行委員会を毎月適宜開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。
- ③ 業務の運営においては、各年度予算を立案し全社的な目標を設定し、各部門においては、職務分掌及び職務権限に関する規程に基づき、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。

(6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス担当者を置くとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。
- ② グループ企業の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と協議を行う。
- ③ 監査役は、当社企業グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を、実効的かつ適正に行えるよう会計監査人との緊密な体制を構築する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その人事については、監査役の意見を尊重した上で行う。

(8) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査部門、顧問弁護士、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本方針を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で対応するものとし、同方針を実現するために必要な体制を整備する。

7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

I 基本方針の内容の概要

当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。一時盛んに行われた、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付を強行するといった動きは一見鎮静化しているように見えますが、時折、顕在化しております。もちろん大量の株式買付行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて決められるものであると考えております。

しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様十分な検討を行うに足る時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。

こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値、ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。そして、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために、「当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）」の導入を決議し、2007年以降、定時株主総会後に開催される取締役会で、本プランの継続を決議いたしております。

なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。

Ⅱ 具体的取組みの内容の概要

基本方針に基づく本プランの概要は以下のとおりです。

(1) 本プランの内容

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）に対して当社取締役会が事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求めるなどの予め遵守すべき手続を示し、第三者委員会が当該買付についての情報収集、検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を実施いたします。

また、当社取締役会は、敵対的性質を有する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う場合や、買付者等による買付またはその提案が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第277条に基づき無償で割当てます。

なお、本新株予約権無償割当ては、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになっておりますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断は当社取締役会が行います。

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会を設置しており、判断にあたっては第三者委員会の勧告を最大限尊重いたします。

(2) 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則を完全に充足しており、上記基本方針に沿うものです。

また、本プランにおいて対抗措置をとるか否かは中立的な第三者委員会の判断を最大限尊重して行われますので、株主の共同利益を損なうものではなく、また取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 株主の皆様への影響

① 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当ては行われておりませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響は生じておりません。

② 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式の希釈化は生じません。

当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続きを取り、その旨該当する株主の皆様へ通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることになります。

(4) 本プランの有効期限と継続について

現在の本プランの有効期限は、2014年6月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとされており、2014年度以降につきましては、毎年の定時株主総会で選任された取締役による取締役会においてその後1年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会（毎年6月開催予定）において、報告をすることとなっております。なお、当社の取締役の任期は1年となっており、本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じて株主の皆様の意思を表明していただきたく存じます。

(5) その他

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

（買収防衛策に関するアドレス<http://www.itfor.co.jp/ir/ir-governance.html>）

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2014年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,225,142	流 動 負 債	2,830,280
現金及び預金	2,410,016	買 掛 金	1,125,805
受取手形及び売掛金	2,900,966	未 払 法 人 税 等	534,250
有 価 証 券	4,148,660	賞 与 引 当 金	333,300
た な 卸 資 産	427,072	前 受 金	517,919
繰 延 税 金 資 産	237,573	そ の 他	319,005
そ の 他	102,069	固 定 負 債	246,670
貸 倒 引 当 金	△ 1,215	役員退職慰勞引当金	12,870
固 定 資 産	3,213,439	退職給付に係る負債	195,990
有 形 固 定 資 産	645,008	長 期 未 払 金	37,809
建 物	327,606	負 債 合 計	3,076,951
機械装置及び運搬具	1,667	(純 資 産 の 部)	
土 地	149,565	株 主 資 本	9,928,737
建 設 仮 勘 定	3,270	資 本 金	1,124,669
そ の 他	162,898	資 本 剰 余 金	1,241,605
無 形 固 定 資 産	191,468	利 益 剰 余 金	8,200,568
投資その他の資産	2,376,962	自 己 株 式	△ 638,105
投資有価証券	1,754,058	その他の包括利益累計額	291,066
繰 延 税 金 資 産	33,903	その他有価証券評価差額金	307,064
そ の 他	588,999	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	229
		退職給付に係る調整累計額	△ 16,227
		新 株 予 約 権	134,824
		少 数 株 主 持 分	7,001
		純 資 産 合 計	10,361,630
資 産 合 計	13,438,581	負 債 及 び 純 資 産 合 計	13,438,581

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自2013年4月1日
至2014年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,974,634
売 上 原 価		6,726,090
売 上 総 利 益		4,248,544
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,572,748
営 業 利 益		1,675,796
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,787	
受 取 配 当 金	27,606	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	872	
そ の 他	9,925	44,191
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	5,749	
固 定 資 産 除 却 損	2,314	
為 替 差 損	2,860	
会 員 権 評 価 損	9,526	
そ の 他	1,600	22,051
経 常 利 益		1,697,936
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	20,495	20,495
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,718,431
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	777,167	
法 人 税 等 調 整 額	△ 69,634	707,532
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,010,899
少 数 株 主 利 益		1,087
当 期 純 利 益		1,009,812

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2013年4月1日
至2014年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,124,669	1,221,189	7,599,845	△ 844,338	9,101,364
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 409,089		△ 409,089
当 期 純 利 益			1,009,812		1,009,812
自 己 株 式 の 取 得				△ 18	△ 18
自 己 株 式 の 処 分		20,416		206,251	226,668
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	20,416	600,723	206,233	827,372
当 期 末 残 高	1,124,669	1,241,605	8,200,568	△ 638,105	9,928,737

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	204,242	414	—	204,656	144,098	5,914	9,456,034
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△ 409,089
当 期 純 利 益							1,009,812
自 己 株 式 の 取 得							△ 18
自 己 株 式 の 処 分							226,668
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	102,822	△ 184	△ 16,227	86,409	△ 9,273	1,087	78,224
連結会計年度中の変動額合計	102,822	△ 184	△ 16,227	86,409	△ 9,273	1,087	905,596
当 期 末 残 高	307,064	229	△ 16,227	291,066	134,824	7,001	10,361,630

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| ・連結子会社の数 | 2 社 |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ
株式会社グラス・ルーツ |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|------------------|--|
| ・持分法を適用した関連会社の数 | 1 社 |
| 会社の名称 | 株式会社アイセル |
| ・持分法を適用しない関連会社の数 | 1 社 |
| 会社の名称 | 株式会社シー・エス・デー |
| ・持分法を適用しない理由 | 持分法を適用しない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しております。 |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算期の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(ロ) たな卸資産

商品・貯蔵品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ハ) デリバティブ取引

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- | | |
|-------------------------|---|
| (イ)有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）によっております。
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。 |
| (ロ)無形固定資産 | |
| 市場販売目的のソフトウェア | 見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。 |
| 自社利用目的のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| その他 | 定額法によっております。
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。 |

(3) 重要な引当金の計上基準

- | | |
|--------------|---|
| (イ)貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (ロ)賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。 |
| (ハ)役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。 |

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

- i. 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ii. 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

(イ) ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の認識基準

- i. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められるもの 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ii. その他のもの 工事完成基準（検収基準）

(ロ) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金 外貨建未払金 外貨建予定取引

(ハ) ヘッジ方針

当社の内部規程である「為替リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(8) 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が195,990千円計上されております。また、その他の包括利益累計額が16,227千円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

1,828,007千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	29,430,000株	-株	-株	29,430,000株

2. 自己株式の種類及び数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	2,157,389株	37株	527,000株	1,630,426株

(注) 増加は、単元未満株式の買取によるものであり、減少は、ストック・オプションの権利行使によるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2013年4月30日 取 締 役 会	普 通 株 式	409,089千円	15.00円	2013年3月31日	2013年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2014年4月30日 取 締 役 会	普 通 株 式	利益剰余金	416,993千円	15円00銭	2014年3月31日	2014年6月23日

4. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

2009年6月19日の定時株主総会決議によるストック・オプション
普通株式 219,000株

2010年6月18日の定時株主総会決議によるストック・オプション
普通株式 117,000株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金及び債券での運用を原則としており、債券での運用にあたっては、格付機関による格付を参考に安全性が高いと判断したもののみを対象としています。

また、資金調達においては、銀行等からの借入によらず、運転資金及び投資資金ともに自己資金で賄うことを基本としています。なお、一時的な資金需要の増加に備えるため、銀行との間でコミットメントライン契約を結んでいます。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスクを回避するために為替予約を行い、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクにつきましては、与信管理規程に基づき、顧客ごとの残高管理、期日管理等を行うとともに、定期的に顧客の信用状況を調査しています。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則として1年以内の支払期日です。営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、毎月資金繰り計画を作成し管理しています。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（先物為替予約）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替取引です。その取引については、業務執行委員会で承認を得た取引方針や社内規程に従い、経理部で取引を行い、取引の都度管理本部長に取引内容の報告を行うとともに、月次の取引実績及び取引残高について業務執行委員会に報告を行っております。なお、ヘッジ会計に関する、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等）に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2014年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	2,410,016	2,410,016	0
(2) 受取手形及び売掛金	2,900,966	2,900,966	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的有価証券	4,199,480	4,198,584	△ 895
その他有価証券	1,568,248	1,568,248	—
(4) 買掛金	(1,125,805)	(1,126,639)	833
(5) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	357	357	—

(※) 負債で計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

期間が3ヶ月を超える定期預金については、元利金の合計額を同様の新規預け入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。それ以外のものについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する売買統計参考値、信託受益権については取引金融機関から提示された価格によっております。

また、期間が3ヶ月を超える譲渡性預金については、元利金の合計額を日本銀行が公表する譲渡性預金の発行期間別の平均年利率により割り引いて算定する方法によっております。

(4) 買掛金

振当処理を行っている外貨建買掛金については、先物為替相場に基づく方法により、それ以外のものは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) デリバティブ取引

振当処理の対象となる為替予約に関する時価は、ヘッジ対象となる買掛金の時価に含めて記載しています。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりです。

ヘッジ会計 の 方 法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契 約 額 等		時 価	当 該 時 価 の 算 定 方 法
				うち1年超		
為替予約等 の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	174,231	—	1,191	先物為替相場に よっている。
合計			174,231	—	1,191	—

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額134,990千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	367円62銭
2. 1株当たり当期純利益	36円62銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

研究開発費の総額	190,064千円
----------	-----------

貸 借 対 照 表

(2014年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,191,878	流 動 負 債	2,820,837
現 金 及 び 預 金	2,386,536	買 掛 金	1,122,540
受 取 手 形	353,726	未 払 金	178,360
売 掛 金	2,537,798	未 払 費 用	67,359
リ ー ス 投 資 資 産	5,628	未 払 法 人 税 等	534,000
有 価 証 券	4,148,660	未 払 消 費 税 等	46,996
商 品	85,286	前 受 金	517,919
仕 掛 品	314,849	預 り 金	21,660
貯 蔵 品	24,163	賞 与 引 当 金	332,000
前 払 費 用	92,909	固 定 負 債	206,791
繰 延 税 金 資 産	237,219	退 職 給 付 引 当 金	169,864
そ の 他	6,258	長 期 未 払 金	36,927
貸 倒 引 当 金	△ 1,159	負 債 合 計	3,027,628
固 定 資 産	3,215,698	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	643,695	株 主 資 本	9,937,863
建 物	327,606	資 本 金	1,124,669
機 械 及 び 装 置	782	資 本 剰 余 金	1,241,605
工 具 器 具 備 品	162,470	資 本 準 備 金	1,221,189
土 地	149,565	そ の 他 資 本 剰 余 金	20,416
建 設 仮 勘 定	3,270	利 益 剰 余 金	8,209,695
無 形 固 定 資 産	190,916	利 益 準 備 金	94,356
商 標 権	203	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,115,339
ソ フ ト ウ ェ ア	182,412	別 途 積 立 金	5,512,500
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	721	繰 越 利 益 剰 余 金	2,602,839
そ の 他	7,579	自 己 株 式	△ 638,105
投 資 そ の 他 の 資 産	2,381,086	評 価 ・ 換 算 差 額 等	307,259
投 資 有 価 証 券	1,713,080	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	307,029
関 係 会 社 株 式	43,688	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	229
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	27,000	新 株 予 約 権	134,824
長 期 前 払 費 用	18,927		
敷 金 及 び 保 証 金	264,046		
長 期 預 金	150,000		
保 険 積 立 金	128,100		
繰 延 税 金 資 産	27,412		
そ の 他	15,830		
貸 倒 引 当 金	△ 7,000	純 資 産 合 計	10,379,948
資 産 合 計	13,407,577	負 債 及 び 純 資 産 合 計	13,407,577

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2013年4月1日
至2014年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		10,875,481
売 上 原 価		6,660,866
売 上 総 利 益		4,214,615
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,523,982
営 業 利 益		1,690,632
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,600	
有 価 証 券 利 息	4,552	
受 取 配 当 金	27,606	
そ の 他	13,011	46,770
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	5,749	
固 定 資 産 除 却 損	2,282	
会 員 権 評 価 損	9,526	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7,000	
そ の 他	4,460	29,019
経 常 利 益		1,708,384
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	20,495	20,495
税 引 前 当 期 純 利 益		1,728,879
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	776,917	
法 人 税 等 調 整 額	△ 72,129	704,787
当 期 純 利 益		1,024,091

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2013年4月1日
至2014年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,124,669	1,221,189	—	1,221,189	94,356	5,512,500	1,987,836	7,594,692
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 409,089	△ 409,089
当 期 純 利 益							1,024,091	1,024,091
自己株式の取得								
自己株式の処分			20,416	20,416				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当事業年度中の 変 動 額 合 計	—	—	20,416	20,416	—	—	615,002	615,002
当 期 末 残 高	1,124,669	1,221,189	20,416	1,241,605	94,356	5,512,500	2,602,839	8,209,695

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△ 844,338	9,096,211	204,331	414	204,746	144,098	9,445,056
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△ 409,089					△ 409,089
当 期 純 利 益		1,024,091					1,024,091
自己株式の取得	△ 18	△ 18					△ 18
自己株式の処分	206,251	226,668					226,668
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			102,698	△ 184	102,513	△ 9,273	93,240
当事業年度中の 変 動 額 合 計	206,233	841,652	102,698	△ 184	102,513	△ 9,273	934,892
当 期 末 残 高	△ 638,105	9,937,863	307,029	229	307,259	134,824	10,379,948

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

商品・貯蔵品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) デリバティブ取引

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

その他

定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(イ)退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

(ロ)数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の認識基準

(イ)当事業年度末までの進捗部分について成果の
確実性が認められるもの
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

(ロ)その他のもの
工事完成基準(検収基準)

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金
	外貨建未払金
	外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程である「為替リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

8. 表示方法の変更

前事業年度まで独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「破産更生債権等」（当事業年度の残高は0千円）及び「会員権」（当事業年度の残高は15,830千円）は、当事業年度において金額の重要性が乏しくなったため、「その他」で表示しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,816,669千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	3,665千円
長期金銭債権	27,000千円
短期金銭債務	67,242千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高	
売上原価	385,111千円
販売費及び一般管理費	23,287千円
営業取引以外の取引高	3,569千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,157,389株	37株	527,000株	1,630,426株

（注）増加は、単元未満株式の買取によるものであり、減少は、ストック・オプションの権利行使によるものです。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

未払事業税	37,264千円
会員権評価損	12,731千円
事業用土地評価損	98,502千円
賞与引当金	118,324千円
退職給付引当金	60,539千円
長期未払金	13,160千円
投資有価証券評価損	66,786千円
関係会社株式評価損	73,121千円
その他	167,234千円
小計	647,665千円
評価性引当額	△251,287千円
繰延税金資産合計	396,377千円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	△131,618千円
繰延ヘッジ損益	△127千円
繰延税金負債合計	△131,745千円
繰延税金資産純額	264,631千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ スナッピー・コミュニケーションズ	所有 直接100.0%	役員の兼任 資金の援助 業務受委託 外注先	管理業務受託 (注1)	840千円	その他の 流動資産	—
				業務受託 (注1)	3,200千円	その他の 流動資産	3,360千円
				外注 (注1)	3,804千円	買掛金	332千円
				貸付金の貸付 (注2)	7,000千円	関係会社 長期貸付金	7,000千円
				利息の受取 (注2)	49千円	その他の 流動資産	—
	㈱ グラス・ルート	所有 直接45.0%	役員の兼任 資金の援助 業務受委託 外注先	管理業務委託 (注1)	840千円	その他流動資産	—
				業務委託 (注1)	7,467千円	未払金	—
				貸付金の返済 (注2)	3,000千円	関係会社長期貸付金	20,000千円
				利息の受取 (注2)	319千円	その他流動資産	5千円
関連会社	㈱ アイセル	所有 直接20.7% 被所有 直接0.2%	役員の兼任 外注先	外注 (注1)	261,312千円	買掛金	38,583千円
						未払金	12,327千円
	㈱ シー・エス・デー	所有 直接24.1% 被所有 直接0.2%	役員の兼任 仕入先 外注先	仕入 (注1)	124,113千円	買掛金	15,999千円
				外注 (注1)	7,621千円		

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
2. 資金の貸付の金利については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 関係会社長期貸付金に対して、当連結会計年度において7,000千円の貸倒引当金繰入額を計上し、同額の貸倒引当金を計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 368円54銭
2. 1株当たり当期純利益 37円14銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

研究開発費の総額 190,064千円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 5 月12日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 千 頭 力 ㊞

公認会計士 原 賀 恒 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイティフォーの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 5 月12日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 千 頭 力 ㊞

公認会計士 原 賀 恒 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイティフォーの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2013年4月1日から2014年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2014年5月13日

株式会社アイティフォー 監査役会

常勤監査役 野 津 省 三 ㊞

常勤監査役 新 美 收 ㊞

社外監査役 佐 藤 誠 ㊞

社外監査役 小 泉 大 輔 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当、 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式数
1	ひがし かわ きよし 東 川 清 (1950年11月26日)	1973年7月 当社入社 1998年6月 当社取締役ソリューションシステム事業部長 2003年6月 当社取締役常務執行役員ソリューションシステム事業部長 2005年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長 2006年4月 当社取締役専務執行役員事業本部長 2008年7月 当社代表取締役副社長事業本部長 2009年6月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 社外取締役 株式会社グラス・ルーツ 社外取締役 株式会社アイセル 社外取締役 株式会社シー・エス・デー 社外取締役 株式会社アルファ新洋 社外取締役	328,000株
2	おお えだ ひろ たか 大 枝 博 隆 (1957年7月23日)	1981年4月 当社入社 2004年6月 当社執行役員西日本事業所長 2005年4月 当社執行役員ソリューションシステム事業部長 2006年6月 当社取締役執行役員ソリューションシステム事業部長 2007年6月 当社取締役常務執行役員ソリューションシステム事業部長 2009年10月 当社取締役常務執行役員事業本部長（現任）	163,700株
3	さか た こう じ 坂 田 幸 司 (1966年1月26日)	1987年4月 当社入社 2008年6月 当社執行役員ソフトウェア第一事業部長 2008年10月 当社執行役員ソフトウェア開発本部長 2013年6月 当社取締役執行役員テクニカルサポート事業部長（現任）	77,800株
4	もと やま まさ ひと 本 山 昌 人 (1958年2月24日)	1981年4月 当社入社 2008年6月 当社執行役員事業本部副本部長 2011年6月 当社取締役執行役員事業本部副本部長 2013年6月 当社取締役執行役員事業開発部長（現任）	77,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当、 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式数
5	さ とう つね のり 佐 藤 恒 徳 (1964年12月14日)	1998年3月 当社入社 2008年6月 当社執行役員ソリューションシステム事業部 副事業部長 2009年10月 当社執行役員ソリューションシステム事業部 長 2011年6月 当社取締役執行役員ソリューションシステム 事業部長 2013年4月 当社取締役執行役員フィナンシャルシステム 第一事業部長（現任）	46,500株
6	こ だま とし あき 小 玉 敏 明 (1952年3月14日)	1974年4月 株式会社丸井 入社 2004年3月 株式会社エムアンドシーシステム 取締役営 業本部長 2007年4月 株式会社エポスカード 取締役 2009年10月 当社入社 流通・eコマースシステム事業部副事業部長 2010年4月 当社執行役員流通・eコマースシステム事業 部長 2012年6月 当社取締役執行役員流通・eコマースシス テム事業部長（現任）	17,800株
7	なかやま か つ お 中 山 か つ お (1965年5月9日)	1991年10月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査 法人）入社 2003年6月 当社社外監査役 2010年6月 当社取締役執行役員管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 社外取締役	40,900株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. いずれの候補者も、当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に賛成しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

現在の監査役4名のうち、野津省三氏、佐藤誠氏、小泉大輔氏の3名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
1	はら こう いち ※原 晃 一 (1951年8月21日)	1974年4月 当社入社 2004年6月 当社執行役員 管理本部 副本部長 2006年8月 当社執行役員 ソフトウェア第二事業部長 2008年4月 当社執行役員 管理本部 副本部長 2012年4月 当社内部監査室長（現任）	54,500株
2	さ とう まこと 佐 藤 誠 (1964年7月4日)	1987年4月 安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）入社 1996年1月 経営コンサルタント業開業 2000年10月 監査法人太田昭和センチュリー（現新日本有限責任監査法人）入社 2005年4月 公認会計士登録 2005年4月 佐藤誠公認会計士事務所開設（現任） 2006年2月 税理士登録 2006年2月 佐藤誠税理士事務所開設（現任） 2007年8月 あすなろ監査法人代表社員（現任） 2010年6月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 社外監査役 株式会社グラス・ルーツ 社外監査役	6,900株
3	こ いずみ だい すけ 小 泉 大 輔 (1970年9月5日)	1995年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 1999年4月 公認会計士登録 2002年1月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入社 2003年1月 株式会社K I Aプロフェッショナル（現株式会社オーナーズブレイン）取締役 2003年7月 株式会社K I Aプロフェッショナル（現株式会社オーナーズブレイン）代表取締役（現任） 2004年9月 税理士登録 2005年6月 株式会社アールシーコア社外監査役（現任） 2009年10月 株式会社地域新聞社社外監査役（現任） 2010年6月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社オーナーズブレイン 代表取締役 株式会社アールシーコア 社外監査役 株式会社地域新聞社 社外監査役	4,100株

- (注) 1. ※の候補者は、新任候補者であります。
2. 候補者と当社に特別な利害関係はありません。
3. 候補者佐藤誠氏及び小泉大輔氏は、社外監査役候補者であります。
なお、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
4. 社外監査役候補者のうち現に当社の社外監査役である者が社外監査役に就任してからの年数について
- (1) 佐藤誠氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって4年であります。
- (2) 小泉大輔氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって4年であります。
5. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性
候補者佐藤誠氏及び小泉大輔氏は、公認会計士、税理士の資格を有し、専門的な知識・経験等を監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
佐藤誠氏及び小泉大輔氏と当社の間では、定款第39条に基づく当該責任限定契約を締結しており、選任後も同様の責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって、当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

《インターネットによる議決権行使のご案内》

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の2014年6月19日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1)画面のドット数が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(2)次のアプリケーションソフトウェアをインストールしていること。

ア. ウェブブラウザとして Microsoft® Internet Explorer（Ver. 5.01 SP2以上）

イ. PDFファイルブラウザとしてVer. 4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader™または、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※ Internet Explorer は 米 国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader™及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3)上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール、プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフトウェア等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

以 上

〈メ　モ　欄〉

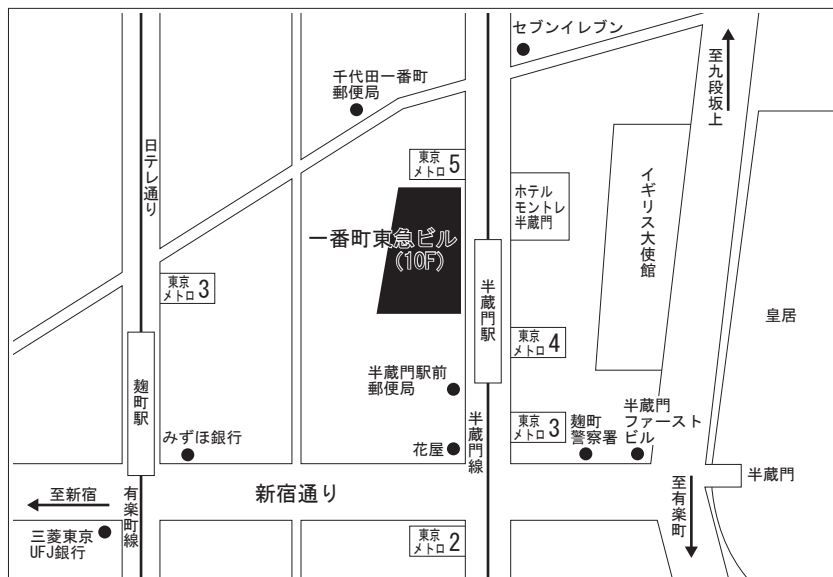
This image shows a single page of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, leaving small margins at the top and bottom. There are no vertical margin lines or other markings on the page.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区一番町21番地

一番町東急ビル10F

電話 03 (5275) 7841



(交通のご案内)

東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅5番出口 徒歩1分

東京メトロ有楽町線 麹町駅3番出口 徒歩7分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。